

今お借り入れのあるプロパー融資の

経営者保証を解除

プロパー融資借換 特別保証制度のご案内

ご利用
いただける方

経営者保証を提供した保証協会の保証を付さない借入がある法人

資格要件

以下のすべての要件を満たす法人

資産超過である

EBITDA有利子負債倍率(※1)が10倍以内

法人・個人が分離されている

返済緩和している借入金がない

※1 EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債一現預金) ÷ (営業利益+減価償却費)

取扱期間

令和6年3月15日～令和9年3月31日（保証申込受付分）

※金融機関および当協会による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

プロパー融資借換特別保証制度の概要

| | |
|--------|--|
| 保証限度額 | 2億8,000万円（組合等は4億8,000万円） 申込金融機関における保証限度額は、保証協会の保証を付さない借入（プロパー借入）のうち、経営者保証を提供していない借入残高の範囲内とする。 |
| 責任共有制度 | 対象 |
| 対象資金 | 借換資金（申込金融機関における保証協会の保証を付さない借入（プロパー借入）のうち、経営者保証を提供している事業資金の借り換えに限ります。） |
| 返済方法 | 一括返済または分割返済 |
| 保証期間 | 一括返済の場合は1年以内 分割返済の場合は10年以内（据置期間1年以内） |
| 担保 | 必要に応じて |
| 保証人 | 不要（無保証人） |
| 融資利率 | 金融機関所定利率 |
| 保証料率 | 0.45%～1.90% |
| 添付書類 | 信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料が必要 財務要件等確認書、借換債務等確認書 |

借入時の要件があります

申込金融機関において、次のいずれかの要件を満たす必要があります。



- 経営者保証を提供せず、かつ保全のない保証協会の保証を付さない借入（プロパー借入）を借り入れること。
- 本制度による返済部分を除く保証協会の保証を付さない借入（プロパー借入）の全部または一部について経営者保証を解除し、かつ解除した借入について保全がないこと。

詳しくは、金融機関または当協会までお問い合わせください



山梨県信用保証協会

本店：TEL 0120-970-260 (フリーダイヤル)
富士吉田支店：TEL 0555-22-0992
<https://cgc-yamanashi.or.jp>

